

BRICs各国の景気・金融政策について

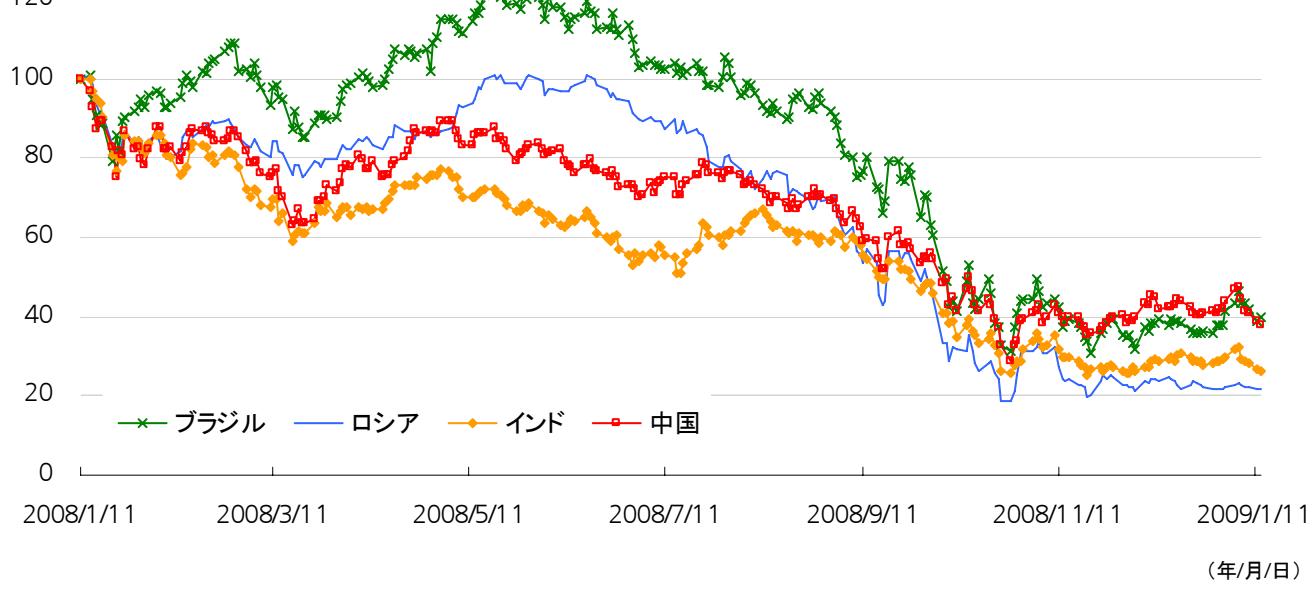
世界各国で、景気浮揚を狙った大規模な景気刺激策が発表

主要新興国を含む世界の主要国が一斉に、大型景気対策に動き出しています。欧州では、1月13日にドイツのメルケル首相が企業支援や所得減税などを柱とした追加的な景気対策の実施を発表しました。第二次大戦後最大規模となる総額約6兆円規模の景気対策であり、欧州の中でも最大規模となる見込みで、欧州の主要国として景気浮揚への決意の強さをアピールしました。他の欧州主要国も、英国やフランスで約3兆円の景気対策が予定されています。

米国でも、オバマ次期米大統領が10日のラジオ演説で、大型景気刺激対策によって2010年までに、300万から400万人の雇用を創出、または維持するとの試算を発表しています。金融危機による景気後退から脱するためオバマ氏と議会民主党は2年間で総額7750億ドル(約70兆円)規模とされる大型景気刺激策の実行を目指しており、より大きな効果を狙っています。

これまでに、BRICs各国でも景気対策が発表されており(次ページ以降詳細)、世界規模の景気刺激策による2009年以降の効果が注目され始めています。

■ 株式市場の推移 2008年1月11日～2009年1月13日



各国MSCI株価指数(米ドル建て)を円換算し、2008年1月13日現在を100として指数化
(出所)BloombergのデータをもとにUBSグローバル・アセット・マネジメント(株)にて作成

中国：4兆元の景気刺激策と金融緩和。税制・金融両面から景気対策

中国政府は、2008年11月、巨額の公共投資で内需を拡大し、比較的高い経済成長の維持を目指すための10項目からなる景気刺激策を発表しました。2010年末までの投資額が4兆元(約57兆円)にのぼる大規模な景気刺激策となります。これは、2008年の推定GDP比約14%に達し、2008年内に1,000億元(約1兆4,000億円)の投資を行う予定とされています。中国人民銀行(中央銀行)は金融緩和を進め、銀行融資の総量規制も停止しました。景気刺激策の詳細が明らかになるにしたがい、効果の程度もよりはつきりしてきますが、財政面での対策が固まつたことで景気対策に向けた主な政策が出揃つたことになります。

<10項目の景気刺激策>

- (1) 安価な住宅建設の拡大
- (2) 灌漑設備など、農村インフラ建設の拡大
- (3) 鉄道、高速道路、空港などの重大インフラ整備の拡大
- (4) 医療、衛生、文化、教育事業の促進
- (5) 環境対策の強化
- (6) 技術イノベーションの促進
- (7) 震災地の復興再建プロジェクトの加速
- (8) 国民収入の引き上げ
- (9) 増値税(日本の消費税に類似)改革による企業負担の軽減(1,200億元)
- (10) 銀行による貸出しの拡大

特に、住宅、農村インフラ、鉄道、高速道路などといったインフラ建設を拡大することは、景気浮揚に直接つながると見られており、内需でこ入れに高い効果を持つ見込みと報じられています。

インド：昨年12月に続き、第2弾の追加景気刺激策を発表、同時に追加金利引き下げ

インド政府は昨年12月に、世界的な金融収縮に伴う国内経済への影響を最小限に抑えることを狙い政策金利であるレポレートを7.5%から6.5%に引き下げました。年明けの1月2日にも政策金利を1%追加的に引き下げました。また、昨年12月に発表された景気刺激策は、信用収縮の影響が大きいインフラ関連部門や輸出セクターへの支援に重点を置き、物品税を一律4ポイント引き下げるなど、製造業全体の底上げを狙っています。

年明けの追加景気対策では企業の資金繰りに焦点を置き、今後2年間で計2,000億ルピーの資本を国営銀行に注入するとしています。また、国内資本市場における投資規制を緩和しました。外国人投資家(FII)による社債投資額の上限を60億米ドルから150億米ドルまで大幅に引き上げました。今回の対策によって、景気対策による財政支出は総額で4,000億ルピー(約8,000億円)になると見込まれています。

<主な景気刺激>

- (1) 基本税率14%、譲許税率12%(小型車、二輪車、商用車など)や8%(医薬品など)が、それぞれ、10%、8%、4%に減税。
- (2) 輸出企業支援
- (3) 住宅セクター支援
- (4) 中小企業支援
- (5) インフラ金融支援
- (6) 商用車の購入を促進するための税制優遇
- (7) ノンバンクに対する信用供与

ブラジル：金融危機対策として、個人所得、ローン、自動車減税を発表

ブラジル政府は、2008年12月、個人所得税、金融取引税(IOF)、工業製品税(IPI)の税率を2009年1月1日から引き下げる発表しました。第3四半期のGDP成長率が前年同期比6.8%と好調を維持するなど、他の新興国に比較すると金融危機の影響は軽微という見方があるものの、新車販売台数などは落ち込んでいることから減税に踏み切った模様です。

＜個人所得税減税＞：個人所得税率は、課税所得額により、昨年の税率ゼロ、15%、27.5%の3種類から、ゼロ、7.5%、15%、22.5%、27.5%の5種類に改訂されます。政府は、所得税率が5段階になることで、2009年には49億レアルの減税規模になると試算しています。税率ゼロの幅が増えることなどで、特に低所得者層への消費刺激策になると期待しています。

＜金融取引税(IOF)の軽減＞：為替取引、有価証券取引などに課税される金融取引税(IOF)は、現在消費者が家電製品などをローンで購入する際にも、日歩0.0081%、年率2.993%(最大)が課税されています。2009年1月1日以降は、日歩0.0041%、年率1.4965%(最大)に引き下げられ、新税率は、通常の個人貸し付けや、自動車ローンなどにも適用されることから、クレジット利用の拡大が見込めます。

＜工業製品(IPI)の税率の引き下げ＞：自動車の生産工場からの搬出時などに課税される工業製品税(IPI)は、1000cc以下の大衆車は、ガソリン車、フレックス車・エタノール専用車とともに、7.0%から税率ゼロになることが決定されました。1000～2000ccの自動車は、ガソリン車では13.0%から6.5%に、フレックス車・エタノール専用車では11.0%から5.5%に引き下げられ、ピックアップ・トラックも減税が実施されるなど減税総額は10億レアルになると見込まれています。IPI減税により、価格が引き下げられ、自動車の消費ペースを維持することで自動車業界の雇用削減に歯止めをかけることも狙っています。

ロシア：預金保護や信用供与、法人税減税などを実行

ロシア政府は2008年10月に、金融安定化に向け相次いで以下の対応策を整備しました。

(1) 個人預金保護限度額を引き上げ

個人預金の保護限度額を10万ルーブルから70万ルーブルへ引き上げました。

(2) 事業者への信用供与

中央銀行から対外経済銀行(VEB)に対して最大500億ドルを供給し、同行経由で事業者に対し対外債務支払いのための外貨建て信用供与を実行しました。

(3) 主要金融機関向け劣後ローンの組成による資本強化

国家福祉基金から最大4,500億ルーブルをVEBに投出し、主要金融機関向けに劣後ローンを組み、資本を増強しました。

(4) 中銀から最大手のズベルバンクへ最大5,000億ルーブルを劣後ローンとして供給 など

また、2008年11月に、政府は景気対策として、国内需要の創出のほか、金融機関、住宅建設、農業、自動車・農業機械産業、軍産複合体、原料複合体、輸送複合体、小規模ビジネスを支援する55の施策を発表しています。さらに、金融危機による景気減速への対策として、2009年1月からロシアで企業利潤税(法人税)が24%から20%に引き下げられました。

■本資料ご使用にあたってのご留意事項

- ・本資料はUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。
- ・本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、有価証券の取得の勧誘を目的とするものではありません。
- ・本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。
- ・本資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。
- ・特定の投資信託の取得をご希望される場合には、販売会社より当該投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、投資に関する最終決定はお客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。
- ・販売会社に関するお問い合わせ先:
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

※以下に記載するリスクおよび費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しております。

投資信託のリスクおよび費用は投資信託毎に異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧ください。

■投資信託のリスクについて

投資信託は株式、債券、投資信託証券など値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

なお、投資信託のリスクの要因については、投資対象資産の種類、投資制限、取引市場、投資対象国等により異なります。

※詳しくは各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧ください。

■投資信託の費用について

投資信託のご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

[直接ご負担いただく費用]

申込時: 申込手数料 上限3.15% (税抜3.00%)
換金時: 信託財産留保額 上限0.3%

[保有期間にご負担いただく費用]

信託報酬 上限2.31% (税抜2.2%)
その他の費用(監査報酬、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用等)をご負担いただきます。

※これらの費用の額および計算方法等は、投資信託毎に異なります。詳しくは各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等にてご確認ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは、

商号等 大和証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会 日本証券業協会、(社)日本証券投資顧問業協会、(社)金融先物取引業協会

■設定・運用は、

商号等 UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者(投資運用業、投資助言・代理業) 関東財務局長(金商)第412号
加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会